

議会改革の取組み

高山市議会では、高山市議会基本条例第 24 条で、議会改革の継続的な取組を推進することを規定しています。現在の取組状況と今後の課題は以下のとおりです。

●タブレット端末の導入

・導入の目的

市議会の本会議及び委員会等に係る議案等の関連資料、各種計画の行政資料、案内通知等の関連文書を電子データで共有し、議会運営の効率化、議会や議員活動の活性化、用紙類や印刷に係る経費及び作業時間等の削減を図るため、ペーパーレス会議システムを導入しました。



●Web版市民意見交換会の運用

高山市議会では、市民の皆さまから多様なご意見をいただき、議会活動への反映と議会の広報広聴機能の充実、強化を図ることを目的に、「Web版市民意見交換会」の運用を行っています。

Web版市民意見交換会は、SNSを活用した入力フォームによるものです。

1. ご意見、ご要望について

- ・ご入力いただくご意見は、高山市議会に対する意見や要望などとし、提出は個人・団体を問いません。

2. Web版市民意見交換会（二次元コード）の設置場所

Web版市民意見交換会チラシ及びポスターは、下記に掲示します。

- ・市役所本庁舎 1階市民コーナー、5階ラウンジ
- ・各支所1階啓発資料設置場所等
- ・まちづくり協議会事務局（支所にまちづくり協議会がある場合は支所に掲示）

●議会改革に関する今後の取組

・議員報酬のあり方について

議会基本条例推進協議会において議論をすすめます。

・インターネット配信をYouTube 配信へ移行します。

高山市議会では、動画配信サービスのYouTube を利用して本会議や委員会の映像（ライブ映像・録画映像）を配信することにより、多くの皆さんに議会の情報をお伝えするとともに、分かりやすく、より議会を身近に感じていただくことを目的に「高山市議会公式 YouTube チャンネル」の開設を予定しています。